第十四・十六条　一時的なセーフガード措置

1　いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、対象投資財産に関連する国境を越える資本取引及び対象投資財産に関連する取引のための支払又は資金の移転について制限的な措置を採用し、又は維持することができる。

(a)　国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合

(b)　資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれのある状況にある例外的な場合

2　1に規定する制限的な措置は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a)　他方の締約国に対し第三国に与える待遇よりも不利でない待遇を与えること。

(b)　国際通貨基金協定に適合するものであること。

(c)　1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(d)　一時的なものであり、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

(e)　他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。

(f)　他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

3　一方の締約国は、1の規定に基づいていずれかの措置を適用した場合には、他方の締約国の要請に基づき、自国が採用する制限の見直しのため、他方の締約国と協議を開始する。

第十四・十七条　利益の否認

1　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すると認めるときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

(a)　当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b)　当該第三国に関する措置であって、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業若しくはその投資財産に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家又は当該一方の締約国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、当該企業が当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないと認めるときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

注釈　この条の規定の適用上、

(a)　企業が投資家によって「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(b)　企業が投資家によって「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

第十四・十八条　投資に関する小委員会

1　両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに投資に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　この章の規定に関連するあらゆる問題について情報を交換すること。

(b)　この章の規定の実施及び運用並びに附属書六（第九・七条1及び第十四・十条1の規定に関する適合しない措置）及び附属書七（第九・七条2及び第十四・十条2の規定に関する適合しない措置）に記載する適合しない措置について検討及び監視を行うこと。

(c)　この章の規定に関連するあらゆる問題について討議すること。

(d)　特定措置の履行要求（第十四・九条に規定するものを含む。）を課すること又は強制することに関して、いずれかの締約国が提起するあらゆる問題について検討すること。

(e)　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資に関する合意に関して、いずれかの締約国が提起するあらゆる問題について検討すること。

(f)　合同委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。

(g)　合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、両締約国政府の代表者をその共同議長とする。

4　小委員会は、コンセンサス方式により、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

5　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において並びに両締約国が合意する手段によって会合する。

第十四・十九条　見直し

1　両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、両締約国は、投資環境の可能な改善（例えば、一方の締約国と他方の締約国の投資家との投資紛争解決のための仕組みの設立によるもの）のためこの章の規定の見直しを行う。当該見直しは、この協定の効力発生の日の後五年目の年又は両締約国が合意する他の年のいずれか早い方の年において開始する。

2　両締約国は、この協定の効力発生の後にオーストラリアが他の二国間又は多数国間の国際協定であって、オーストラリアと他の当該国際協定の当事国の投資家との投資紛争解決のための仕組みを規定するものを締結した場合にも、この協定の下に同等の仕組みを設立するため1に規定する見直しを行う。両締約国は、当該国際協定の効力発生の日の後三箇月以内に当該見直しを開始し、当該見直しを当該効力発生の日の後六箇月以内に完了させるために行う。

3　この協定の効力発生の後の最初の歴年の終了の後はいつでも、一方の締約国は他方の締約国に対して1に規定する見直しの開始に合意することを要請することができる。

第十五章　競争及び消費者の保護

第十五・一条　目的

この章は、競争の促進及び消費者の保護に関する協力を通じて経済効率及び消費者の福祉を向上させることによりこの協定の目的の達成に寄与することを目的とする。

第十五・二条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「反競争的行為」とは、競争に悪影響を及ぼす行動又は取引であって、いずれかの締約国の競争法の下で罰則その他排除に係る措置の対象とされるものをいう。

(b)　「競争当局」とは、次のものをいう。

(i)　オーストラリアについては、オーストラリア競争・消費者委員会又はその後継機関

(ii)　日本国については、公正取引委員会又はその後継機関

(c)　「競争法」とは、次のものをいう。

(i)　オーストラリアについては、二千十年の競争・消費者法第四章及び第十一A章の規定並びにこれらの章の規定に基づいて作成された命令及び規則、同法のその他の章の規定（第四章の規定に関連するものに限るものとし、第十章の規定を除く。）並びにそれらの改正

(ii)　日本国については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）並びにその実施について定める命令及び規則並びにそれらの改正

(iii)　オーストラリア及び日本国の双方について、両締約国が競争法であると随時相互に決定するその他の法令